

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、富山県が発注する建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査若しくは補償関係コンサルタント又は道路等の維持管理の業務委託契約を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格、資格審査申請の時期及び方法、資格の有効期間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の資格)

第2条 入札参加資格者は、営業に関し法律上必要とする資格を有する者であって、第4条の規定により競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されたものとする。

(資格審査申請の時期及び方法)

第3条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式第1号又は様式第2号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付して申請するものとする。

(1) 次号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる書類

ア 技術者経歴書（様式第3号）

イ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）

ウ 財務諸表（2箇年分）

エ 誓約書（様式第6号）

オ 入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和8年富山県告示第360号。以下「建設告示」という。）様式第2号）又は入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（建設告示様

式第3号)

カ 委任状（県外業者のみ）（建設告示様式第6号）

キ 申請者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書、個人の場合にあつては身分証明書

ク 次に掲げる納税証明書

(ア) 主たる営業所が所在する税務署により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの

(イ) 富山県により賦課された税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの

(ウ) 申請者が個人の場合にあつては、個人県民税について未納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証明するもの

(2) 道路等の維持管理の業務 次に掲げる書類

ア 測量等実績調書（様式第4号）

イ 経営規模等総括表（道路等の維持管理）（様式第5号）

ウ 誓約書（様式第6号）

2 申請書並びに前項第1号及び第2号に定める書類のうち、申請書並びに同項第1号イ及び第2号イに掲げる書類は知事が別に定める基準日（以下「審査基準日」という。）における事実、同項第1号ア及び第2号アに掲げる書類は審査基準日の直前の決算に基づき作成するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の規定にかかわらず、申請書を提出することができないものとする。

(1) 政令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 政令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が期間を定めて競争入札等に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(3) 第7条第1号又は第2号の規定に該当することにより資格者名簿から抹消された者で、その事実があった後3年を経過しないもの

- (4) 道路等の維持管理の業務を希望する者で、併せて建設工事の競争入札参加資格審査の申請をしないもの
 - (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）
- 4 申請書は、令和8年度及び同年度から起算して2の倍数の年度経過後の年度（以下「定期受付年度」という。）の知事が別に定める期間内に、道路等の維持管理の業務に係る申請者にあつては主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して、道路等の維持管理の業務以外の業務に係る申請者にあつては直接知事に提出するものとする。
- 5 知事は、定期受付年度の受付（以下「定期受付」という。）のほか、入札参加資格の有効期間の開始日から当該定期受付年度から起算して2年度経過後の年度の12月末日まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、随時資格者名簿に登載されるための申請書の受付（以下「随時受付」という。）をするものとする。この場合において、道路等の維持管理の業務に係る申請書にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する土木センターを経由して知事に提出するものとする。

（資格者名簿への登載及び申請者への通知）

第4条 知事は、申請書を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者を資格者名簿に登載するとともに、申請者に対し入札参加資格の有無を通知するものとする。なお、定期受付においては、資格者名簿の公表をもって通知に代えるものとする。

- (1) 審査基準日の直前に終了した2事業年度における実績高の平均を業種別に算出した額
- (2) 審査基準日の直前の決算における自己資本の額
- (3) 審査基準日における申請に係る業種別の有資格者の数
- (4) 審査基準日までの申請に係る業務の営業年数

（資格の有効期間）

第5条 入札参加資格の有効期間は、定期受付をしたものにあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付をしたものにあつては当該随時受付時に有効な資格者名簿の有効期間の残りの期間とする。

(変更の届出)

第6条 入札参加資格者又は知事に申請書を提出した者であつて入札参加資格の有効期間が始まっていないもの（以下「競争入札に参加しようとする者」という。）は、次に掲げる事項について変更があつたときは、変更が生じた日から速やかに入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県内業者用）（建設告示様式第2号）又は入札参加資格者（債主）登録書（新規・変更）（県外業者用）（建設告示様式第3号）を知事に提出するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人の場合にあつては、代表者の氏名
- (4) 受任者の氏名
- (5) 電話番号又はファクシミリ番号
- (6) 振替口座

2 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、直ちに入札参加資格変更届（建設告示様式第7号）を知事に提出するものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
- (3) 法人が合併又は破産手続開始以外の事由により解散した場合 その清算人
- (4) 廃業した場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (5) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合（被保佐人又は被補助人が、契約締結のために必要な同意を、保佐人又は補助人から得ている場合を除く。） その後見人、保佐人又は補助人
- (6) 破産手続開始の決定を受けた場合 その破産管財人

- (7) 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務において、それぞれの登録規程に基づく登録の有無及び登録部門に変更があった場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者
- (8) 営業に関し法律上必要とする資格を失った場合 入札参加資格者又は競争入札に参加しようとする者

(入札参加資格の抹消)

第7条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 申請書又はその添付書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 前条の規定による変更の届出をしなかったとき。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を失ったとき。
- (4) 政令第 167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第1号に該当する者を除く。）

（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の特例）

第8条 第4条の規定により資格者名簿に登載されている者であって、会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの（以下「再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格の審査の申請を行うことができる。

- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、第3条第1項各号に定める書類のほか、知事が別に定める書類を提出するものとする。
- 3 知事は、更生手続開始決定者及び再生手続開始決定者が、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加させないことができる。

(電子情報処理組織による手続等)

第9条 知事は、この要綱の規定により書面で行うものとされている申請又は届出を、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。この場合においては、当該書面により当該申請又は届出が行われたものとみなす。

2 前項の規定による申請又は届出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第3条から第6条までの規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項及び第4項並びに第4条の規定は、令和9年度以降の入札参加資格者に適用し、令和8年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

(建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の廃止)

3 建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和6年富山県告示第332号）は、廃止する。

新規	更新	業種追加
----	----	------

貴県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

年 月 日

殿

郵便番号

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

担当者所属氏名

担当者電話番号

担当者メールアドレス

[illegible]

0	8						
---	---	--	--	--	--	--	--

測量等実績高

※上表②～④の金額は、いずれも消費税を含まない額を記入してください。

自己資本額（千円）

年 月年 月

⑤役職員等

有資格者数
(人)

建築積算士
(建築積算資格者)

様式第 2 号（第 3 条関係）

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（道路等の維持管理）

年度において、富山県から発注される道路等の維持管理業務に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

富山県知事 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

（ 担当者氏名
担当者電話番号
担当者 F A X 番号
担当者メールアドレス
）

技 術 者 経 歴 書

業者番号

0	8						
---	---	--	--	--	--	--	--

資格（部門） _____

No	氏 名	営業所	実 務 経 歴	実務経験 年 月 数
1				年 月
2				年 月
3				年 月
4				年 月
5				年 月
6				年 月
7				年 月
8				年 月
9				年 月
10				年 月
11				年 月
12				年 月
13				年 月
14				年 月
15				年 月
16				年 月
17				年 月
18				年 月
19				年 月
20				年 月

備考

- 1 **様式第1号の有資格者数の項目と対応するように資格の級別、部門別に作成**すること（例：測量士と測量士補は別葉で作成、技術士は部門ごとに別葉で作成する。RCCMは部門ごとに分ける必要はない）。
- 2 「営業所」の欄には、当該資格者が配属されている営業所名を記載すること（本店のみの場合等は記載不要）。
- 3 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

様式第4号（第3条関係）

測量等実績調書

業者番号

0	5						
---	---	--	--	--	--	--	--

(登録業種 (部門) 区分)

[illegible]

備考

- 1 登録を受けた業種（部門）の各別又はその他の営業の種類に作成すること。
- 2 直前２年間の主な完成業務及び直前２年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「請負代金額」の欄には、消費税抜きの金額を記載すること。

経営規模等総括表（道路等の維持管理）

業者番号	1	2	3	4	5	6	7	8
	0	5						
主たる営業所の所在地	フリガナ							
商号又は名称	フリガナ							

希望（業務内容及び業務実績高）	希望業務内容	除草										清掃										樹木・花壇の管理									
		7										8										9									
	業務実績高（千円） 直前第 1 年度における	年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで					年 月 日 から 年 月 日 まで				
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

保有機械器具調書	名称	製造所名										種類										能力										数量									

備考

- 1
- 「業者番号」の欄には、建設工事入札参加資格申請を行っている業者はその申請書に記載する業者番号を記入し、その他の業者は空欄とすること。
- 2
- 「希望業務内容」の欄には、道路等の維持管理業務のうち希望する業務内容に○印を記入すること。
- 3
- 「直前第 1 年度における業務実績高」の欄には、希望業務内容の種類別に直前第 1 年度の決算期ごとに、当該決算期以内に完成した業務の実績高（消費税抜きの金額）を記入すること。
- 4
- 「保有機械器具調書」の欄には、道路等の維持管理業務のために保有している機械器具について、名称等を記入すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する建設工事に係る測量等の入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の1及び2のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報（富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第3号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者（※1）
- 2 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団（※2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※3）

年 月 日

富山県知事 殿

業者番号

--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
担当者所属氏名
担当者電話番号
担当者メールアドレス

※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）
（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※2 富山県暴力団排除条例（抜粋）
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

※3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）
（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第3条 条例第6条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

